

## 蕨市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会条例

### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、新庁舎の建設の基本構想及び基本計画の策定に関し必要な検討及び審議を行うため、蕨市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織及び委員)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体等の推薦する者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し審議会が最終的な答申を行う日までとする。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(蕨市庁舎整備検討審議会条例の廃止)

2 蕨市庁舎整備検討審議会条例(平成29年蕨市条例第1号)は、廃止する。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和39年蕨市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「蕨市庁舎整備検討審議会委員」を「蕨市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会委員」に改める。

(この条例の失効)

4 この条例は、第1条の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。